



「個性が輝く、誰もが共に参画するまちづくり」

「八女市男女共同参画行動計画基本理念より」

市では、誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、生き生きと輝く「男女共同参画のまちづくり」をめざしています。

▼市のこれまでのあゆみ

平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会※基本法」に基づき、市は平成14(2002)年に「八女市男女共同参画行動計画」を策定しました。

さらに平成16(2004)年に「八女市男女共同参画のまちづくり条例」を施行し、条例に基づき計画を5年ごとに策定してさまざまな施策に取り組んできました。

※男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、喜びも責任も共に分かち合う社会をめざすものです。

▼第6次計画を策定しました

第5次計画が令和7(2025)

年度で終了したのを受けて、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の計画となる「第6次八女市男女共同参画行動計画」を策定しました。

第6次八女市男女共同参画行動計画の詳細はこちら▼



この計画は、市の最上位計画である「第5次八女市総合計画」をはじめとした、市の各種計画と相互に連携しています。「男女共同参画のまちづくり」に向けた施策の方向性を示し、併せて「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」、「配偶者暴力防止法」に基づく「DV対策基本計画」、「女性支援新法」に基づく「八女市困難な問題を抱える女性への支援基本計画」として位置付けるものです。

基本理念に「個性が輝く、誰もが共に参画するまちづくり」を掲げ、4つの目標を柱に取組を進めていきます。

▼共に輝く未来のために

性別にとらわれず個人が尊重さ

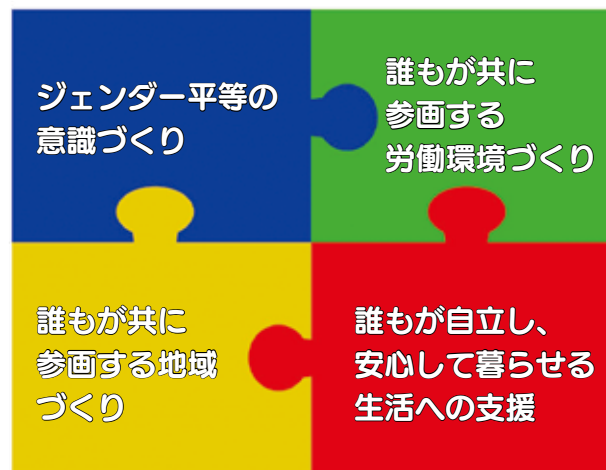
れる社会は、一人一人の可能性がひろがる豊かな社会へとつながります。

家庭、学校、職場、地域などの身近な場所で、性別による固定的なイメージだけで役割や能力を決めつけたり、自分の考えを押し付けたりしていないか、振り返ってみませんか。誰もが自分らしく生きられるまちの実現には、社会の仕組みづくりに加えて、私たち一人一人の意識改革がとても重要です。

《基本理念》

個性が輝く、誰もが共に参画するまちづくり

この理念に向かって4つの基本目標を設定して、取組を進めていきます！



「参加」だけでなく、計画の段階から共に「参画」することが大切なんだね。

「八女市人権・同和教育啓発センター」からのお知らせ

貸出を行っている人権学習用教材のご案内です。

①新着DVD：職場のハラスメントに関するものや子ども向けアニメなど複数入荷しました。

②啓発パネル：当センターが令和7年度に作成したパネルを貸し出します。

☆人権に関する相談を受け付けています。ひとりで悩まずお電話ください。

(☎) 24-8977 平日9時～16時